

墨田区明るい選挙推進協議会規約

（名称及び事務所）

第一条 この協議会は、墨田区明るい選挙推進協議会（以下「協議会」という。）といい、事務所を墨田区選挙管理委員会内におく。

（目 的）

第二条 協議会は、明るい選挙を推進し、選挙の明朗化を図ることを目的とする。

（事 業）

第三条 協議会は、前条の目的を達成するため次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 明るい選挙推進のための啓発活動に関すること
- 二 明るい選挙推進に関する資料の収集及び配布に関すること
- 三 明るい選挙推進について関係団体又は機関に連絡すること
- 四 その他この協議会の目的達成に必要な事業

（組織及び委員）

第四条 協議会は、次の者をもって組織する。

- 一 墨田区明るい選挙推進委員の各ブロック座長 七名
- 二 教育、文化その他の団体関係者及び学識経験者 若干名
- 三 話しあい指導員
- 四 墨田区選挙管理委員会委員及び事務局長の職にあるもの

（任 期）

第五条 協議会委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、任期中欠員を生じて選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

（会 長、副会長）

第六条 協議会に会長及び副会長を若干名おく。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 前条の規定は、会長及び副会長の任期について準用する。ただし、会長は後任者が就任する時まで在任する。

（会 長、副会長の職務）

第七条 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第七条の2 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 第四条第一号に掲げる委員が会議に出席できない場合は、当該委員が属するブロック内

の明るい選挙推進委員（以下「推進委員」という。）に委任し、代理出席させることができる。この場合において、当該代理出席した者は、当該会議において委員とみなす。

（表 決）

第八条 協議会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところとする。

（話しあい指導員及び推進委員の委嘱）

第九条 話しあい指導員（以下「指導員」という。）は、協議会に諮り、会長が委嘱する。

2 推進委員は、協議会に諮り、会長が委嘱する。

（指導員及び推進委員の設置に関する細目）

第十条 指導員及び推進委員の設置に関して必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この規約は、昭和四十三年四月一日から施行する。
- 2 この規約施行の際、従前の規約によりなされた手続その他の行為については、この規約によってなしたものとみなす。
- 3 従前の東京都墨田区明るく正しい選挙推進協議会規約は、廃止する。

付 則

- 1 この規約は、昭和四十九年四月一日から施行する。

付 則

- 1 この規約は、昭和四十九年四月二十六日から施行する。

付 則

- 1 この規約は、平成二年九月一日から施行する。
- 2 墨田区明るい選挙推進協議会委員のうち、この規約による改正前の墨田区明るい選挙推進協議会委員の任期は、この規約の施行日の前日までとする。また、この規約により選出される委員のうち、平成二年九月一日を始期とする委員については、その任期の終期を平成四年三月三十一日とする。
- 3 従前の墨田区明るい選挙推進協議会規約は、廃止する。

付 則

- 1 この規約は、平成十八年三月二十三日から施行する。

付 則

- 1 この規約は、平成二十五年三月二十八日から施行する。